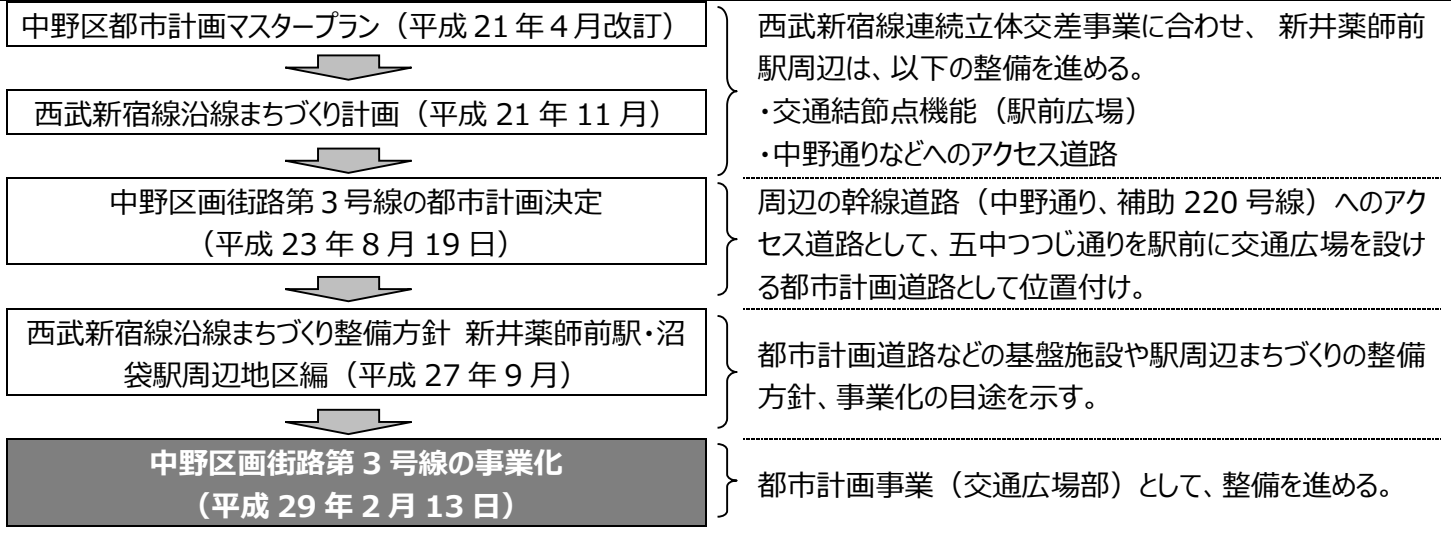


東京都市計画道路事業区画街路 中野区画街路第3号線（交通広場） 事業概要

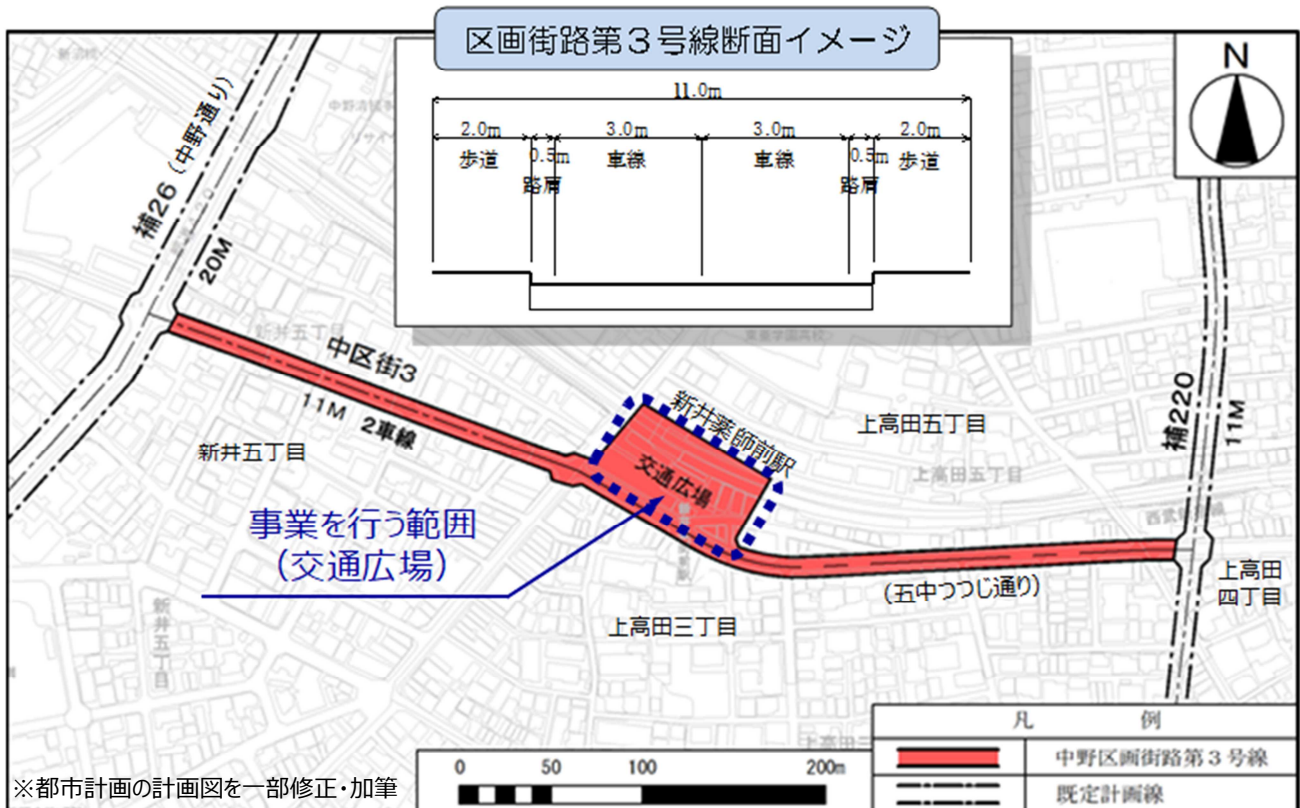
中野区画街路第3号線の位置付け



中野区画街路第3号線の都市計画概要

名称	東京都市計画道路事業区画街路中野区画街路第3号線
都市計画決定	平成23（2011）年8月19日／中野区告示第103号（中野区決定）
起点～終点	起点：中野区新井五丁目～終点：中野区上高田四丁目
延長	約580m
車線数	2車線
計画幅員	11m
その他	上高田三丁目及び上高田五丁目地内に面積約3,700㎡の交通広場を設ける

計画平面図及び幅員構成



中野区画街路第3号線の事業認可概要

事業認可	平成29(2017)年2月13日/東京都告示第195号
施行者の名称	中野区
都市計画事業の種類および名称	東京都市計画道路事業区画街路中野区画街路第3号線
事業地	中野区上高田三丁目及び上高田五丁目各地内
事業期間	平成29(2017)年2月13日～令和12(2030)年3月31日

【整備効果】

- ①公共交通の乗り換えがスムーズになる
- ②バス乗換距離が約2～8割短くなる
- ③バス乗換における道路横断箇所がなくなる
- ④現道において、バス乗降による交通支障が改善
- ⑤歩行者交通量ピーク時においてもゆとりある歩道の有効幅員を確保
- ⑥バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した駅前空間の確保

⇒利便性・安全性・快適性の向上

※交通広場の基本レイアウトを示したものです。
※駅出入口は想定のある場所であり、確定したものではありません。

用地の取得・補償

公共事業を進める上で土地が必要な時、土地・建物等の買収・移転・除却等の必要が生じる場合があります。これに伴い土地等の権利者に補償することを用地補償といいます。補償項目は以下のとおりです。

- ①土地売買代金：正常な取引価格により決定します ②物件移転等に対する補償金（以下の補償項目により構成）

補償とその対象者一覧 ●：補償の対象 ※ただし該当する損失が生じないと認められる時は補償できません

補償項目	居住状態 自分の建物に居住している場合	建物を賃貸借している場合	
		建物所有者	借家人・貸間人
建物移転補償	●	●	—
工作物移転補償	●	●	●
立木補償	●	●	●
動産移転補償	●	—	●
仮住居補償	●(仮住居が必要と認められるとき)	—	●(仮住居が必要と認められるとき)
借家人補償	—	—	●(仮住居補償される場合以外)
営業補償	●(営業者に限る)	●	●(営業者に限る)
家賃減収補償	—	●	●
移転雑費補償	●	●	●

事業認可に伴う法令による制限等

都市計画法第65条 建築等の制限

事業地内では、この事業の施行の障害となるおそれのある「土地の形質の変更・建築物の建築・1つの重量が5トンを超える物件の設置・堆積」をしようとする場合、許可が必要となります。

都市計画法第67条 土地建物等の先買い

事業地内の土地建物等を有償で譲渡しようとする場合、「予定額」「相手方」「所有権以外の権利の種類及び内容とその権利者の住所氏名」の届け出が必要となります。届出から30日以内に施行者から買取の通知をした場合は、施行者との間で売買が成立します。

お問い合わせ

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課 電話 03 - 3228 - 3256 FAX 03 - 3228 - 8943